

防犯カメラ管理運用規程

1. 趣旨

この規程は、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、設置目的を達成するため（設置場所住所）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要事項を定めるものとし、適正な設置運用を図るものとする。

2. 設置目的

防犯カメラは、（設置箇所・地区）における犯罪に対する抑止力の向上及び下妻市の安全・安心なまちづくりの推進を図るために設置するものとする。

3. 設置者

防犯カメラの設置者は、（申請団体名）とする。

4. 管理責任者及び操作責任者

- (1) 防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、（管理責任者名）とする。
- (3) 防犯カメラの適正な操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。
- (4) 操作責任者は、（操作責任者名）とする。

5. 管理及び運用

- (1) 管理責任者は、防犯カメラの画像データや機器保全の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作責任者は、防犯カメラの画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督のもと、操作責任者が行うものとする。
- (4) 管理責任者及び操作責任者が変更になった場合は、その都度、市長に届出をする。

6. 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
防犯カメラを設置する所在地は、（設置場所住所）で、
設置する台数は、（台数）台とする。
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

7. 画像データ等の適正な管理

(1) 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として映像データの外部への持ち出しや転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は、（日数）とし、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。

(3) 画像の消去及び廃棄

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。また、記録された媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人のもとで完全に消去されたことを確認のうえで、破砕等を確実に行うこと。

8. 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像データは、設置目的以外のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があると認める場合

③ 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のための照会があり、情報提供を求められた場合

(2) 上記により画像の提供を行う場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

9. 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、 ヶ月ごと保守点検を行うものとする。

※3 か月～半年が望ましい。

10. 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた場合は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、 年 月 日から施行する。 ※設置日以降